

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標				
1 現状				
(1) 地域の災害リスク (洪水：ハザードマップ)				
当町のハザードマップによると、当会が立地する近隣は比較的高低差がありの浸水被害が予想しにくい。山田地区、猪野地区の数か所では河川の氾濫により、洪水が生じる恐れがあるエリアもあるが、数か所程度である。				
(土砂災害：ハザードマップ)				
当町のハザードマップによると、山間の猪野地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、建設業の多くが集積している。				
(地震：J-SHIS)				
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で30%以上の確率で発生すると言われている。				
(その他)				
町内の猪野川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成21年の台風において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に被害を及ぼした。この台風により、当町では住宅被害が20棟にのぼった。また、当町は内陸に位置している影響もあり、年間降水量は1,612.3mmと梅雨と台風の影響で6～7月に降水量が多い。一方、気温は年平均気温の平年値は17.0℃である。				
・久山町ホームページ防災情報 http://www.town.hisayama.fukuoka.jp/bousai/				
・地震ハザードステーション http://www.j-shis.bosai.go.jp/				
(2) 商工業者の状況				
・商工業者等数 363事業所				
・小規模事業者数 272事業所				
[内訳]				
業種	商工業者数	小規模事業者数	割合	備考(立地状況等)
製造業	34	19	7.0%	町内に広く点在している
建設業	75	72	26.5%	町内に広く点在している
サービス業	122	93	34.2%	町内に広く点在している
卸売業	15	6	2.2%	町内に広く点在している
小売業	71	53	19.5%	町内に広く点在している
飲食業	46	29	10.6%	大通り沿いに面している
合計	363	272	100.0%	
(3) これまでの取組				
1) 当町の取組				
・防災計画の策定				
・自主防災組織の活動支援(消防団等)				
・防災備品の備蓄				

<p>2) 当会の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向け防災セミナー等の周知 ・事業継続力強化計画の必要性の周知 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明 ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。 ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。 ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。 <p>3 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と町との間における被害状況報告ルートを構築する。 ・災害発生後、速やかな災害復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。 <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。 	<p style="text-align: center;">事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間</p> <p>(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～ 令和7年3月31日)</p> <p>(2) 事業継続力強化支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 <p><1. 事前の対策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・地域内ハザードマップの該当事業所の洗い出しを行う (重点支援先の選定)。 ・巡回訪問時にハザードマップを用いて、事業所立地場所の自然災害に対するリスク及びその影響について説明する。さらにその影響を軽減させるための取組 (事業継続力強化計画の策定) や対策 (災害時の補償に備える損害保険等) についても説明を行う。 ・商工会報や町広報誌、ホームページ等において、災害時のリスク対策の重要性や国の施策の紹介、損害保険の概要、他社の事業継続力強化計画取組事例などを紹介する。 ・専門家による小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催する。 ・あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携して災害時に起こり得る事業所毎のリスク診断を行い、対応できる保険の紹介を行う。 ・小規模事業者の事業継続力強化計画の策定にあたり、専門家と連携して指導及び助言を行う。 <p>2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会としての事業継続力強化計画は未作成のため、令和2年度末までに作成する。 <p>3) 関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険会社と連携して、地域内小規模事業者を対象として
---	--

普及啓発セミナーや損害保険の紹介、個別相談を実施。また、BCP計画策定の必要性を周知し、同損保会社が開発したBCPキットくんを使った策定支援を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況について確認を行う。
[対象事業者] 地域内事業継続力強化計画策定支援を行った事業者
[確認頻度] 1年に1度
- ・久山町産業振興課、総務課と1年に1度、推進状況確認や支援計画の改善、支援のための方策等について協議する。
[構成員] 当会（事務局長、法定経営指導員）
当町（産業振興課、総務課）
[開催頻度] 必要に応じて開催する

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（洪水、土砂災害、地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う
[実施頻度] 訓練は必要に応じて実施する
[訓練内容] ①連絡ルートの確認
②消火器の使い方
③心肺蘇生法（人工呼吸や心臓マッサージ方法、AEDの使用方法）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、自身の身の安全を確保したうえで人命救助を優先することは言うまでもないが、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に当会、当町それぞれの職員の安否確認を行う。

[確認方法] 電話、SNS等

[確認内容] 安否確認や業務従事の可否、周囲の被害状況

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。以降は以下の間隔で共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

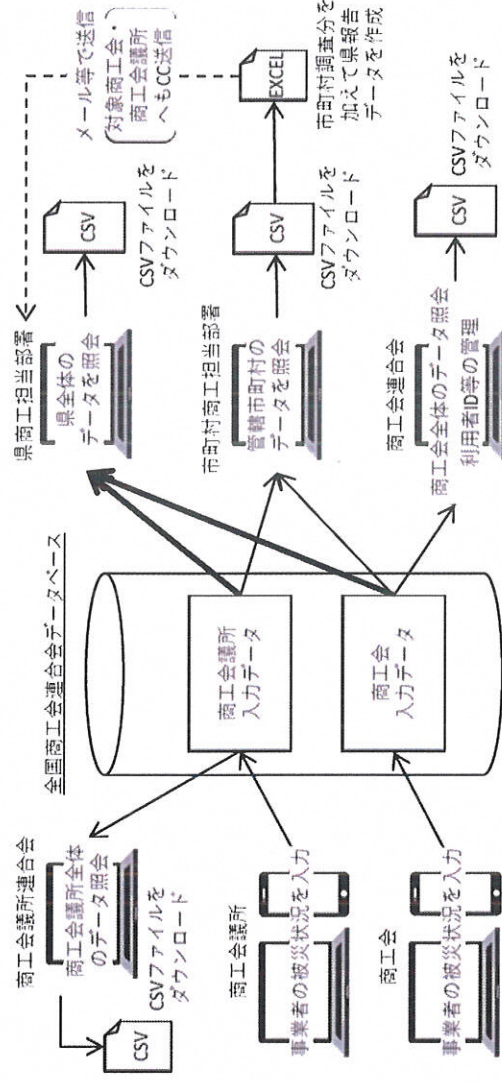
4 日目～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、久山町産業振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法

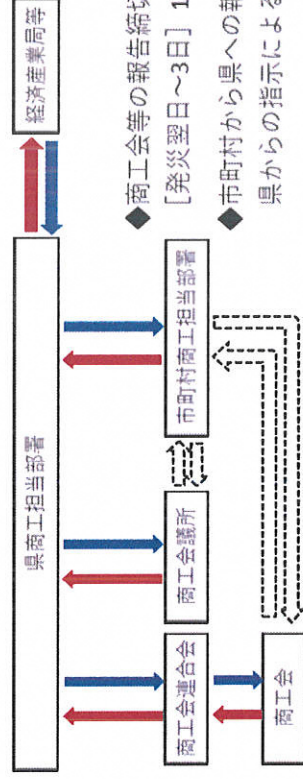


◆データ入力の締切時間
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



◆商工会等の報告締切時間

[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式1

福岡県中小企業復興支援基金 〇〇〇〇様へ【電子メールにて送付】：(A-メールアドレス: keioishi@empref.fukuoka.lg.jp)

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況

提出日 令和〇年〇月〇日

団体名
記入用

所在市 〇〇市の〇〇丁目〇 番〇番〇番	被害箇所		被害状況		区分 ※被災状況が異なる 場合は、この表を複数 枚記載してください。
	商店名称 〇〇株式会社	被害箇所 〇〇番	被害種類 約10万円	被害状況 工場の浸水、設備類2台が利用できない状況。	
1	△△商店街 △△商店	商品被害	約140万円	店舗内の商品が店舗に向けて倒れ、店舗半壊、在庫商品の約7割が被害。	
2					
3					

※前頁までに記載各案件の被害箇所が重複する場合は、別冊を複数添付してください。 ※区分は任意の区分で構いません。 ※区分は任意の区分で構いません。 ※区分は任意の区分で構いません。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、久山町と相談する。
(当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福岡県・久山町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県や福岡県商工会連合会に他地域からの応援を相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

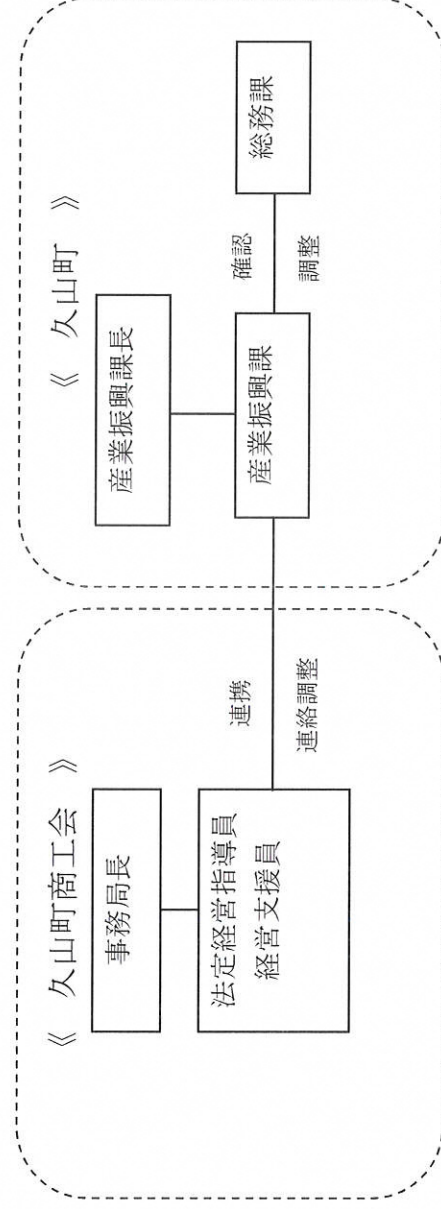
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年 12 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 有古 淳 (連絡先は下記 3①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
 - ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
① 商工会/商工会議所

久山町商工会
〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町久原 1064-11
TEL:092-976-1024
FAX:092-976-0071
E-mail:hisayama@shokokai.ne.jp

② 関係市町村

久山町役場 産業振興課
〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町久原 3632
TEL:092-976-1111
FAX:092-976-2463
E-mail:sangyou@town.hisayama.fukuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
必要な資金の額	700	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	300	300	300	300	300
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ AEDの設置	300				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、久山町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>(名称) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 (氏名) 支店長 横山 和弘 (住所) 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 (連絡先) 092-282-6534</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>	<p>①規模事業者に対する災害リスクの周知 (ハザードマップwebアプリ、損害保険見直し) ②BCP策定 (「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナー)</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>	<p>[①災害リスクの周知、②BCPの策定] <連携者> (名称) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 (住所) 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 (代表者) 支店長 横山 和弘 (連絡先) 092-282-6534 (役割) 専門家としての適切なアドバイスを行う (効果) 被災時の損害リスクを最小限に抑えることができる</p>
<p>連携体制図等</p>	